平成２７年（フ）第７８号
鹿児島県鹿児島市上之園町22番地14　ヴォルフスガルデン上之園70Ｌ号
債務者　中間　聡子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鴨志田祐美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１５４３号
大阪府守口市西郷通２丁目９―11、住民票上の住所兵庫県芦屋市岩園町49番40号
債務者　大喜　千寛
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝野　修治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６５５号
堺市北区北長尾町４丁３番７号　ハイツオークヒル301号、前住所大阪市住之江区南港中２丁目３番11―905号
債務者　渡邊　高志
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗本　知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３９号
埼玉県入間市大字野田815番地42
債務者　伊藤　　豊
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山　美香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１４６５号
大阪市旭区大宮５丁目７番15―511号、前住所大阪市旭区高殿７丁目10番12号
債務者　小阪真太郎
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４９２号
大阪府箕面市桜１丁目10番４号
債務者　奥谷　紘一
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤美智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５０３号
大阪市北区長柄東２丁目８番36―710号、前住所大阪市北区長柄東２丁目８番36―1301号
債務者　野間　和弘
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮沢　孝児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５１４号
大阪市生野区中川６丁目７番４号
債務者　平山昌民こと ＳＨＩＮ　ＣＨＡＮＧＭＩＮこと　申　　昌民
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　　基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５２４号
兵庫県宝塚市小林２丁目12番25―208号、前住所大阪府豊中市岡上の町４丁目４番２―302号
債務者　本部　吉樹
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　建二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５２８号
大阪府枚方市大垣内町３丁目８番18―208号、事業所所在地大阪府寝屋川市香里北之町１―５　２階
債務者　ヘアースタジオノークスこと　本川　路晃
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　将治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４７５号
大阪府茨木市天王１丁目５番31号　ドムール南茨木207号
債務者　後上　祐一
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀川　智子
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５３８２号
大阪市淀川区三津屋北１丁目34番９号　長谷川マンション302号
債務者　山根　和章
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１１号
大阪市城東区天王田11番18号４号室、前住所大阪市生野区巽南２丁目11番31号
債務者　上原工業こと　上原　正人
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３３号
大阪市生野区林寺３丁目13番21号、住民票上の住所大阪市阿倍野区松崎町２丁目３番31号　ＮＫ常盤１Ｆ
債務者　宵酔亭こと　平井　幸子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７９７号
大阪市西成区橘１丁目13番30号　ジョイナス橘305
債務者　柳川政一こと　金　　政一
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７９８号
大阪市西成区橘１丁目13番30号　ジョイナス橘305
債務者　澗田　君恵
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部